

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-2
法令名	生活保護法	根拠条項	24-9	
許認可等	保護の変更決定			
<p>(根拠規定)</p> <p>生活保護法第24条第9項 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者から保護の変更の申請があった場合について準用する。</p> <p>第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の基準 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号) <p>(許認可等の基準)</p> <p>保護の開始の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の実施要領について (昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知) <p>第1世帯の認定～第8保護の決定</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日付け社援第246号厚生省社会局長通知) <p>第1世帯の認定～第11その他</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて (昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知) <p>第1世帯の認定～第8その他</p>				